

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書
概要

1. 法人名等

法人名	学校法人 久留米大学
法人代表者	理事長 永田 見生
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	0942-31-7516（総務課直通電話）

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守※」	3-1	「遵守※」
		3-2	「遵守※」
		3-3	「遵守※」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

3. 遵守状況の確認フロー図

--

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 なお、2022年度からの5年間の指標となる「学校法人久留米大学将来構想Vision 2022-2026」を策定し、ホームページ等を通じ、法人内外に広く公表している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。なお、将来構想に掲げる「地域社会との連携推進」、「産学官との連携」に基づき、社会連携・社会貢献の各方針を定め、多彩な地域活動を展開しており、特に地域の特徴ある産業の振興・発展に向けたイベントやプロジェクトを学生が主体的に開催又は参加するなど、学生の地域産業の理解にもつなげる取り組みを行っていることについては、大学基準協会における認証評価（2020年度受審）において、長所として高く評価されている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。遵守原則3-1においては、現時点において、会計監査人の選任の際、監事の意見は踏まえていないが、今後は監事の意見も踏まえながら、選任を行っていく予定である。遵守原則3-2においては、役職者選解任の過程の開示は行っていないものの規程等に基づき選任等を行っている。遵守原則3-3においては、私学法改正を踏まえ内部統制の実施・公表の検討も含め、情報セキュリティポリシー、財務情報等の公開に関する規程等に基づき、情報を適切に公表していくこととしている。以上を踏まえ、当該原則は遵守できていると判断している。</p>

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守※」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。なお、実施項目3-1⑦については、現時点において、会計監査人の選任の際、監事の意見は踏まえていないが、今後は監事の意見も踏まえながら、選任を行っていく予定である。</p>

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守※」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。なお、実施項目3-2②については、役員選解任について、過程の開示は行っていないものの規程に基づき選解任等を行っている。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守※」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、執り行っている。なお、実施項目3-3-1①については、情報公開基準の制定は行っていないものの、情報セキュリティポリシー、財務情報等の公開に関する規程等、個別に公開が必要な事項ごとに定めており、また、法人理事を含むホームページ管理委員会を設置の上、必要に応じ対応している。実施項目3-3-1⑦については、私学法改正を踏まえ、今後、公表等も含め検討している。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、執り行っている。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、執り行っている。 実施項目4-1⑦については、現状、ITの活用等による政策の執行状況把握ツールなどは有しておらず、現在、本学におけるDXの推進を検討するためのWGを設置し、検討を進めている。 ITの整備は不十分であるものの、政策執行状況については毎月の会議体、文書等で報告する仕組みができていることから、「遵守」と判断している。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、執り行っている。

